

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和4年8月10日(2022.8.10)

【国際公開番号】WO2020/086136
 【公表番号】特表2021-534227(P2021-534227A)
 【公表日】令和3年12月9日(2021.12.9)
 【出願番号】特願2021-529249(P2021-529249)
 【国際特許分類】

C 0 7 D 4 8 7 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 K 3 1 / 5 1 9 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 1 8 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 2 4 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 0 8 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 2 8 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 4 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

C 0 7 D 4 8 7 / 0 4 1 4 0
 A 6 1 K 3 1 / 5 1 9
 A 6 1 P 2 5 / 0 0
 A 6 1 P 2 5 / 1 8
 A 6 1 P 2 5 / 2 4
 A 6 1 P 2 5 / 1 4
 A 6 1 P 2 5 / 0 8
 A 6 1 P 2 5 / 2 8
 A 6 1 P 4 3 / 0 0 1 1 1

20

【手続補正書】

30

【提出日】令和4年8月2日(2022.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

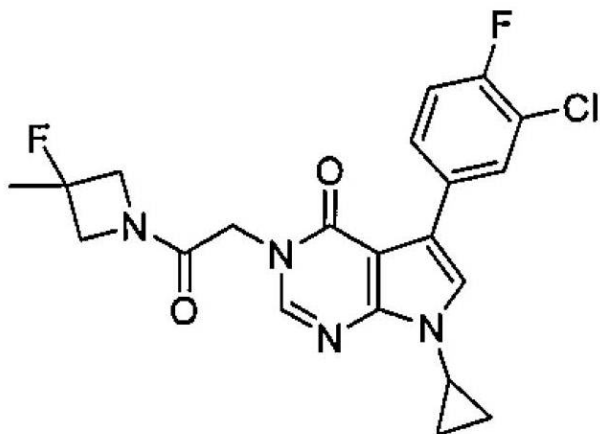
【請求項1】

式：

40

50

【化 1】



10

の化合物；又はその医薬的に許容される塩。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の化合物又はその医薬的に許容される塩、及び医薬的に許容される担体を含む、医薬組成物。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の化合物又はその医薬的に許容される塩を含む、精神神経、神経発達又は神経障害を治療するための医薬組成物。

20

【請求項 4】

精神神経障害が、統合失調症、統合失調感情障害、双極性障害又はうつ病である、請求項 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

神経発達障害が、注意欠如・多動症、自閉症スペクトラム障害又は知的障害である、請求項 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記障害が、フェラン・マクダーミド症候群、スミス・レムリ・オピッツ症候群、脆弱 X 症候群又は Rett 症候群である、請求項 5 に記載の医薬組成物。

30

【請求項 7】

神経障害が、発作、てんかん性障害、神経変性障害、失語症、又は脳炎である、請求項 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

神経障害が、アルツハイマー病又は抗 NMDA 受容体脳炎 (ANRE) である、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の化合物又はその医薬的に許容される塩を含む、統合失調症を治療するための医薬組成物。

【請求項 10】

請求項 1 に記載の化合物又はその医薬的に許容される塩を含む、統合失調症の陽性症状を治療するための医薬組成物。

40

【請求項 11】

請求項 1 に記載の化合物又はその医薬的に許容される塩を含む、統合失調症の陰性症状を治療するための医薬組成物。

【請求項 12】

請求項 1 に記載の化合物又はその医薬的に許容される塩を含む、統合失調症の認知症状を治療するための医薬組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】 0 0 9 7

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 9 7 】

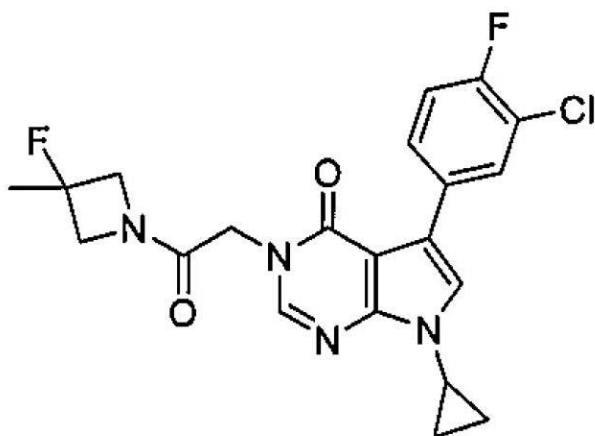
本出願を通じて引用される全ての参考文献（文献、登録特許、公開された特許出願、および係属中の特許出願）は、その全体が参照により本明細書に明白に取り込まれる。別段定義されない限り、本明細書において使用される全ての技術用語および科学用語は、当業者により一般に解される意味に従う。

ある態様において、本発明は以下であってもよい。

[態様 1] 式：

【化 7】

10



20

の化合物；またはその医薬的に許容される塩。

[態様 2] 態様 1 に記載の化合物、またはその医薬的に許容される塩および医薬的に許容される担体を含む、医薬組成物。

[態様 3] 対象における精神神経、神経発達、または神経障害を治療する方法であって、前記対象に治療上有効量の態様 1 の化合物またはその医薬的に許容される塩を投与することを含む、方法。

30

[態様 4] 前記精神神経障害が、統合失調症、統合失調感情障害、双極性障害またはうつ病である、態様 3 に記載の方法。

[態様 5] 前記神経発達障害が、注意欠如・多動症、自閉症スペクトラム障害または知的障害である、態様 3 に記載の方法。

[態様 6] 前記障害が、フェラン・マクダーミド症候群、スミス・レムリ・オピッツ症候群、脆弱 X 症候群または Rett 症候群である、態様 5 に記載の方法。

[態様 7] 前記神経障害が、発作もしくはてんかん性障害、神経変性障害、失語症、または脳炎である、態様 3 に記載の方法。

[態様 8] 前記神経障害が、アルツハイマー病または抗 NMDA 受容体脳炎 (ANRE) である、態様 7 に記載の方法。

40

50